

デュアルユース品目の選択の基準

(1994年に合意され、2005年及び2005年の本会議で改訂された)

規制されるべきデュアルユース貨物及び技術は、軍事力²の固有の開発、製造、使用¹又は強化に関して、主要で重要な要素であるものである。選択の目的において、デュアルユース品目は、以下の基準についても評価されるものとする：

- ・参加国以外での外国製品の入手可能性。
- ・貨物の輸出を効果的に規制できること。
- ・品目の明確で客観的な仕様を作成できること。
- ・別のレジーム³により規制されていること。

-
- 1 使用は、操作、据付（現場据付を含む）、保守（点検）、修理、オーバーホール及び分解修理を意味する。
 - 2 軍需品リストで規制されていること。
 - 3 別のレジームで規制されている品目は、ワッセナーアレンジメントの目的に従って追加的な適用が必要であることが立証されない限り、或いは、懸念及び目的が同一である場合、通常はワッセナーアレンジメントによって規制されることを適格とすべきではない。

機微品目についてのデュアルユース貨物及び技術の選択基準*

(1998年に語彙あれ、2000年及び2004年の本会議で改訂された)

デュアルユースリストからの品目であって、その拡散がワッセナーアレンジメントの目的を徐々に著しく害するところの先進的な通常軍事力の固有の開発、製造、使用又は強化に直接的に関連する主要な要素であるもの。

- 注意 1. 一般的な商業上利用される材料又は部分品は、含まれないものとする。
2. 適切な場合には、関連する閾値パラメータは、ケースバイケースで開発されなければならない。

-
- * これらの基準は、参加国が、特別な状況において、ワッセナーアレンジメントの目的に関連する理由により規制品目が透明性を正当化することを考慮するのを妨げるように解釈されてはならない。

超機微品目についてのデュアルユース貨物及び技術の選択基準*

(2000年に合意され、2004年の本会議で改訂された)

機微品目リストからの品目であって、その拡散がワッセナーアレンジメントの目的を徐々に著しく害するところの最も先進的な通常軍事力の固有の開発、製造、使用又は強化に欠くことのできない主要な要素であるもの。

- 注意 適切な場合には、関連する閾値パラメータは、ケースバイケースで開発されなければならない。

-
- * これらの基準は、参加国が、特別な状況において、ワッセナーアレンジメントの目的に関連する理由により規制品目が最大の警戒を正当化することを考慮するのを妨げるように解釈されてはならない。